

6-3-2 設置の原則

1. 線状ブロックは、視覚障がい者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障がい者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。
2. 点状ブロックは、視覚障がい者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
3. 視覚障がい者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的に設置するものとする。（歩道の斜め横断は避ける）【解説1】
4. 視覚障がい者が視覚障がい者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置することを標準とする。また、連続的に案内を行う場合の視覚障がい者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとする。【解説2】
5. 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
6. 視覚障がい者誘導用ブロックは、原則として現場加工せずに設置するものとする。【解説3】

「線状ブロック」は主に誘導対象施設等の方向を案内し、「点状ブロック」は、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

【解説1】

歩道上に、障害物やマンホール等が存在する場合には、障害物を回避するように誘導することや、マンホールにより誘導が途切れないように配慮する必要があるが、そのために、視覚障がい者が必要以上に遠回りすることのないよう、視覚障がい者が可能な限り最短距離で移動できるように配慮して設置する必要がある。

また、視覚障がい者の方向感覚に配慮し、極力直線的に設置しなければならない。特に屈曲部は直角とすることを原則とし、斜め配置は極力避けることが望ましい。ただし、機械的に直線配置を行うと、「広幅員の交差点等において不必要な迂回を強いる」、「障害物等を回避するために屈曲部が増加し、かえって視覚障がい者の方向感覚を失わせる」などの恐れがあるため、状況に応じて、適切な配置を検討することが重要である。

【解説2】

視覚障がい者誘導用ブロックの設置幅は、視覚障がい者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む場合に、視覚障がい者誘導用ブロックを跨ぎ越すことのないように、約60cmとした。(成人男子の平均的な歩幅が約75cm以下であり、靴の大きさが約25cmであることから、約50cm以上の幅があれば跨ぎ越す恐れがないこと、視覚障がい者誘導用ブロック1枚の幅が約30cmであること等による)

【解説3】

視覚障がい者誘導用ブロックを現場加工することにより、かえって歩行すべき方向がわかりにくくなる場合も考えられるため、視覚障がい者誘導用ブロックは、現場加工しないことを原則とする。ただし、やむを得ない場合は状況に応じて現場加工してもよい。

6-3-3 設置基準

1. 一般

- (1) 誘導用の線状ブロックは、官民境界及び立体横断施設等の障害物から60cm以上控えて設置する。なお、歩道等の幅員に余裕がある場合は、歩道等の中央よりも民地側の位置で、官民境界から1.0m～2.0mの離隔を確保して設置することが望ましい。
- (2) 誘導用の線状ブロック設置部に90°の屈曲部を設ける部分には、点状ブロックを縦2枚、横2枚、合計4枚設置する。
[図6-3-10]
- (3) 誘導用の線状ブロック設置部に90°未満の屈曲部を設ける必要がある場合には、原則現場加工を行わず設置する。
[図6-3-11] 【解説1】
- (4) 誘導用の線状ブロック設置部には、90°以上の屈曲部は設けない。やむを得ず設ける必要がある場合は、上記(2)(3)を組み合わせて設置する。[図6-3-13]

2. 車道横断部 [図6-3-1～図6-3-9]

- (1) 点状ブロックは、車道横断部の歩行方向に縦2枚設置する。
- (2) 点状ブロックの設置幅は、通行可能幅とする。なお、自転車横断帯についても警戒用として設置する。
- (3) 点状ブロックは、縁石ブロック背面より15cm控えて設置する。ただし、巻き込み部は縁石ブロック背面より30cm控えて設置する。
- (4) 歩道等の横断方向に線状ブロックを2列設置する。ただし、端部2枚は点状ブロックとする。【解説2】